

様式 4

<p style="text-align: center;">令和 2 年度第 4 回 富士見市市民参加及び協働推進委員会 議事録</p>						
日 時	令和 2 年 1 1 月 4 日 (水)		開会	午後 7 時 0 0 分		
			閉会	午後 8 時 2 5 分		
場 所	富士見市役所 1 階 全員協議会室					
出席者	委 員	松島委員長	朝賀副委員長	長ヶ原委員	高野委員	鈴山(美)委員
		○	○	○	×	○
		東海林委員	鈴山(将)委員	桑原委員	小森委員	平木委員
		○	○	○	○	○
	事 務 局	協働推進課 荒田課長、長根副課長、赤田主査、大木主事補				
公 開 ・ 非 公 開	公開 (傍聴者なし)					
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 議題 (1) 富士見市自治基本条例の手引きの見直しについて (2) 富士見市協働事業提案制度の見直しについて (3) その他</p> <p>4 閉会</p>					

議 事 内 容

荒田課長	<p>1 開 会 開会あいさつ</p>
委員長	<p>2 委員長あいさつ あいさつ</p>
事務局	<p>3 議 題 富士見市市民参加及び協働推進委員会条例第6条第1項の定めにより、松島委員長が議長となり、議事を進行した。</p> <p>(1) 富士見市自治基本条例の手引きの見直しについて</p> <p>資料1 富士見市自治基本条例の解説・富士見市市民参加手続規則の解説・審議会等の運営及びパブリックコメントの運用に関するマニュアル《修正案》</p> <p>富士見市自治基本条例第18条の改正に伴う富士見市自治基本条例の解説及び富士見市市民参加手続規則の解説の修正や、庁内からの問合せに伴う審議会等の運営及びパブリックコメントの運用に関するマニュアルの修正について、資料に基づき説明。事務局で作成した修正案について承認を求めたところ、委員より意見のあった次の点について訂正し、委員一同より承認が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の運営及びパブリックコメントの運用に関するマニュアル <p>「6 会議を開催するとき」</p> <p>(1)会議日程の事前公表</p> <p style="padding-left: 40px;">会議日程の事前公表については、非公開会議も含めて行うこととするが、介護認定審査会及び介護給付費等の支給に関する審査会を除外する。</p>
委 員	<p><質疑・意見></p> <p>審議会等の運営及びパブリックコメントの運用に関するマニュアルの修正案で、会議日程の事前公表から非公開会議を除く理由が分からない。開催した会議の結果を議事録で確認している市民等は、会議日程から議事録の公表時期の目途を立てているため、知る機会を減らすこととなる。</p>
委 員	<p>会議開催という事実を知る機会を設けることは大切である。今回の修正にあたっては、事前公表に係る事務負担とのバランスを考える必要があると思う。介護認定審査会は年間160回程度開催することだが、非公開会議で会議開催数が多いのは他に何があるのか。</p>

事務局	次に開催数が多いのは、介護給付費等の支給に関する審査会で、年間12回程程度の開催である。会議日程の公表目的としては、市民が傍聴できる会議の開催事実を知る機会の担保が主であると考えているが、本日の協議を踏まえ、介護認定審査会と介護給付費等の支給に関する審査会は、議事録の作成において例外として別の方法を認めているため、会議日程の事前公表からも例外的に除くこととするのはどうか。
委員	あくまでも事前公表が必要かどうかであるので、会議開催の事実を知る機会が確保されていれば、非公開会議を除く事務局案でもよいと思うが、これにより提供する情報の範囲が狭まらないように配慮する必要はある。
議長	挙げられた意見を踏まえ、会議日程の事前公表については、これまでどおり非公開会議も含めて行うこととし、例外として介護認定審査会及び介護給付費等の支給に関する審査会については除くこととしてよいか。
委員	一同承認。
<p align="center">(2) 富士見市協働事業提案制度の見直しについて</p>	
<p>①協働事業提案制度の改正案について</p>	
<p>当日資料1 協働事業提案制度の改正案について</p>	
事務局	資料に基づき、事務局で検討している制度の改正案について説明。アイデア提案や募集の周知については次回会議で提示する。
<p><質疑・意見></p>	
委員	総事業費に対し、補助金を含めた事業収入が上回った場合はどうするのか。たとえば、参加費を徴収して実施した場合には、参加費を返金することはできないのか。
事務局	超過した分は、市の補助金を返還してもらうこととなる。この制度における補助には2年度という限りを設けるため、事業の継続性から考えて様々な資金調達は可能にしてはいきたい。
委員	2年度目への繰り越しはできないのか。
事務局	年度毎に精算する必要がある。
委員	任意団体が事業を実施して得た収益には、所得税も課せられることとなるのか。

事務局	<p>所得税については不明であるが、協働事業の要件で、特定の個人や団体等のみが利益を受ける事業を対象外としていることから考えると、必要経費分を補助するものである。</p>
委員	<p>例えば、補助金を2年間で上限20万円と設定し、各年度10万円の補助金交付で提案した事業があったとして、実施1年度目に10万円の補助金申請をしたが、7万円しか支出しなかったため、3万円を返還した場合、実施2年度目に当初の10万円に実施1年度目に返還した3万円を追加して、13万円の補助金を支出するのは可能であるのか。</p> <p>補助金を柔軟に交付することができれば、無駄な支出を防ぐことにもなると思う。</p>
事務局	<p>補助金については、上限額も含めて事務局で検討中であるため、意見を踏まえて検討していきたい。</p>
委員	<p>1事業に、補助金は2年度交付することだが、5ページの表では補助金の交付申請は3回ある。どういうことか。</p>
事務局	<p>基本は2年度だが、事前準備が必要な事業であれば3年度の交付となる。事前準備行為に対しても補助金を交付していきたいという考えのもとに改正案を作成しているが、今後の運用方法については検討中である。</p>
委員	<p>改正案では、制度全体の予算をあらかじめ確保して各事業に分配する方法でよいのか。</p>
事務局	<p>基本的には、その考え方であるが、今後運用方法について検討する必要がある。</p>
委員	<p>事前準備行為に補助金が交付できるのはよいと思う。</p>
委員	<p>提案の申請前に事前相談があることで、地域課題を解決する事業を相談しながら作っていくことができ、市民にとって分かりやすく、制度の利用者が増えるのではないかと思う。また、採択決定時期が早くなることで、事業を実施しやすいと思う。</p> <p>継続希望協議書の提出は、実施2年度目も継続して事業を実施するか否かを判断するのであれば、実施1年度目の3月では遅いのではないか。</p>
事務局	<p>継続希望協議書は、事業を2年間実施した後の、実施3年度目に採択者と担当部署との協働を継続するかについて、双方で協議した結果</p>

	を提出してもらうものである。制度下における実施は、必ず2年度継続することを前提として考えている。
委員	この改正案では、単年度事業はないということか。
事務局	継続性のある事業を対象としているため、単年度事業は対象外としている。
委員	継続が決定した場合には、事業に対する補助金は交付されるのか。
事務局	協働事業提案制度の補助金は交付できない。担当部署が今後の協働にあたり予算が必要であれば、予算要求していくことを考えている。
委員	単年度事業については、今後提案できなくなるのか。
事務局	事業評価を実施事業に生かしていくサイクルにするためには、複数年度実施事業である必要がある。
委員	オリンピックに係る事業のように、事業によっては、毎年実施するのが難しいものもある。
委員	事業によって、単年度と2年度と選択できるとよい。
事務局	隔年に1回の実施という事業をどのように取り扱うかも含めて、事務局で再検討し、次回会議で提示したい。
委員	今回の改正案では、事業を実施するきっかけを協働事業提案制度で与えて、その後の継続については、採択者と担当部署とで合意ができれば、担当部署が別の形で支援をしていくという考え方でよいのか。
事務局	基本的には、そのような考え方でよい。
議長	制度改正案については、事務局で引き続き作成し、次回会議で再度協議することとする。
	②令和3年度協働事業提案制度での募集について
	当日資料2 令和3年度協働事業提案制度での募集について
事務局	資料に基づき説明。事務局で作成した令和3年度の募集案について承認を求めたところ、委員一同より承認が得られた。
	<質疑・意見>
委員	現在募集している市制施行50周年記念事業アイデア募集は、協働

	事業提案制度のアイデア提案のようなものなのか。
事務局	協働事業提案制度のアイデア提案のようにアイデアの詳細まで記入することは求めているが、事業のヒントとなるアイデアを募集する意味では同じである。
委員	市制施行50周年記念事業アイデア募集で挙げられたものと、協働事業提案制度で提案された事業とはどのように調整するのか。
事務局	市制施行50周年記念事業アイデア募集で挙げられたものは、庁内で事業化することもあるが、市民提案型協働事業での事業化もできるように、市ホームページでの公表を考えている。
委員	市制施行50周年記念式典は4月10日に行われると思うが、市民提案型協働事業の事業実施期間は4月からであるため、式典に合わせた事業等の実施は難しいのではないか。
事務局	ご指摘の点は否めないが、制度改正には様々な調整が必要であり、令和3年度の募集には間に合わないため、ご理解をいただきたい。市制50周年を祝う事業は、4月から1年間をかけて実施するものと考えている。
委員	<p>(3) その他</p> <p>①委員より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月に実施したパブリックコメントへの意見者数が少なかったと聞いている。事前に開催した地域説明会への参加者は多いので、意見を文字にして書くハードルをいかに下げることが大切である。
事務局	<p>②今後の会議日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回推進委員会 日時：令和3年1月27日（水）午後7時～ 場所：富士見市役所1階 全員協議会室
	4 閉 会